款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 土 木 費		134,862,706	11,725	134,874,431
	1 河川海岸費	30,853,551		30,853,551
	- 14//11/4/150	30,000,002		00,000,001
	2 住 宅 費	2,493,488	11,725	2,505,213
6 警 察 費		42,051,151	14,524	42,065,675
	1 警察管理費	37,466,326	3,380	37,469,706
	1 8 7 7 7	37,400,020	3,000	31,103,700
	2 警察活動費	4,584,825	11,144	4,595,969
7 教 育 費		183,210,136	5,662	183,215,798
	1 社会教育費	3,188,833	5,662	3,194,495
8 災害復旧費		3,548,912	64,986	3,613,898
	1 土木災害 1 復 旧 費	1,301,309	64,986	1,366,295
歳 出	合 計	795,414,441	1,536,830	796,951,271

第2表	債務負担行為補正
牙9 4 40	- 1食物食1以1,耐性止

追 加

事	項	期	間	限度	額
1 庁舎保守管理等業務		平成15	年度		千
			17年度	5	98,000
		年次別	内訳		
			15年度	4	94,000
		平成	16年度		52,00
		平成	17年度		52,00
2 熊本県総合行政ネットワーク	等管理運営事業	平成1	5年度	1	45,00
3 農林漁業資金損失補償		平成15	年度		
農林漁業金融公庫が熊本県村	休業公社に森林整		56年度	6,8	62,07
備資金を融資したことについて	て損失を受けた場	年次別	内记		
合、県が農林漁業金融公庫	に行う損失補償		15年度	1	65,94
			16年度		65,94
			17年度		65,94
			18年度		62,63
		1	19年度		.37,50
			20年度		64,68
		平成	21年度	1	.58,38
		平成	22年度	1	55,75
		平成	23年度	2	215,70
		平成	24年度	2	224,13
		平成	25年度	2	223,47
		平成	26年度	2	207,35
		平成	27年度	2	202,45
		平成	28年度	2	205,32
		平成	29年度	2	209,39
		平成	30年度	2	221,51
		平成	31年度	2	228,85
		平成	32年度	2	227,71
		平成	33年度	4	213,75
		平成	34年度	2	224,99
		平成	35年度	2	234,02

事	項	期間	限度額
		平成36年度	^{千円} 231,786
		平成37年度	221,525
		平成38年度	218,234
		平成39年度	205,874
		平成40年度	205,874
		平成41年度	203,653
		平成42年度	186,870
		平成43年度	174,606
		平成44年度	162,997
		平成45年度	155,430
		平成46年度	146,500
		平成47年度	134,752
		平成48年度	126,423
		平成49年度	104,022
		平成50年度	81,844
		平成51年度	62,559
		平成52年度	45,711
		平成53年度	35,731
		平成54年度	23,321
		平成55年度	14,487
		平成56年度	4,362
4 地域水産物供給基盤整備		平成15年度	
(松合漁港救の浦船溜っ	水門)	~平成16年度	310,000
不知火町		年次別内訳	
		平成15年度	180,000
		平成16年度	130,000
5 道路維持費		平成15年度	380,000
6 道路新設改良費		平成15年度	1,498,000
7 橋りょう維持費		平成15年度	50,000
8 河川改良費		平成15年度	335,000
9 砂防費		平成15年度	88,000
10 海岸保全費		平成15年度	38,000

事	項	期	間り	と 度 額
11 港湾建設費		平成15年	度	225,000
			•	

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円	(借入先)		30年以内(うち
		財務省、総務省、		据置期間 5 年以
		公営企業金融公		内)
		庫、会社、その他		半年賦元利均等
		(借入方法)		償還又は元金均等
		証書借入又は証		償還等
		券発行		但し、県財政の
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県		(その他)	年10%	都合により、繰上
災害復旧事業費	35,000	工事その他の都	以 内	償還をなし、又は
		合により、一部も		借り換えをするこ
		しくは全部を翌年		とができる。
		度以降に繰り下げ		
		て借り入れするこ		
		とができる。		
		発行価格が額面		
		金額を下回るとき		
		は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
	:	額を限度額とする		
		ことができる。		

47 J# 00 F7 645	補	ĨĒ.		前	補	Œ		後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単県治山事業費	千円 69,000	(借入先) 財務省、総	年10%	30年以内 (うち据置期	千円 86,000			
単 県 砂 防整備事業費	422,000	務省、公営企 業金融公庫、 会社、その他	以内	間5年以内) 半年賦元利 均等償還又は	428,000	(補正	前に	同じ)
		(借入方法) 証書借入又 は証券発行		元金均等償還 等 但し、県財				
		(その他) 工事その他		政の都合により、繰上償還				
		の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度		をなし、又は 借り換えをす ることができ				
		以降に繰り下 げて借り入れ することがで		১		-		
		きる。 発行価格が						
		額面金額を下回るときは、						
		その発行差額 をうめるため 必要な金額を						
		加算した額を限度額とする						
		ことができる。						

熊本県告示第9号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成 15 年 1 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の	路	線	名	区	域	決	定	す	る	区	間	幅	員	延	長	備	考
種類												(メー	-トル)	(メー	トル)		
				熊本市	市花園	園 7	[]					65.5					
一般	砂原	阿方德	 春線					2360	0番:	3 地名	たから	05.5	_		220.0	道路	改築
県道	12 //3	· — / • ·	-3 ///30	同月	近								129.5		220.0	_P	9,7,10
								2442	番 1	7 地分	たまで						

2 区域決定する期日 平成 15 年 1 月 10 日

熊本県告示第 10 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 1 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の 種類	路線名	, 1	区力	或 変	更	す	る	区	間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般	387 =	1.	阿蘇郡小園	国町大	字西皇			拿 1	地先から	前	6.5 ~ 62.0	1,467.5	旧道移管
国道	38/ 5	ו	同 所	大*	字北雪	担字ご 20		全 2	地先まで	後	0.0 ~ 0.0	0.0	口 坦 移目
一般	五才	ζ.	球磨郡五次	木村大	字甲=			拿 1	地先から	前	4.6 ~ 9.0	50.0	単道改
県道	湯前級	Ŕ	同 所	同	字	Ē	司 番	\$	地先まで	後	4.6 ~ 15.0	50.0	平 垣 以

2 区域変更する期日 平成 15 年 1 月 10 日

熊本県告示第 11 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 1 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子